

議案第13号

財産の取得（青谷上寺地遺跡保存用地）についての議決の一部変更について

次のとおり財産を取得することについての議決（平成21年1月27日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後			変 更 前		
1 財産の内容			1 財産の内容		
種類	所在地	数量	種類	所在地	数量
土地	鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか <u>101</u> 筆	<u>78,262.40</u> 平方メートル	土地	鳥取市青谷町青谷字上寺地 4204番3ほか <u>100</u> 筆	<u>77,908.40</u> 平方メートル

2 相手方

鳥取市青谷町栄町342番地9

福田雄二ほか65名

3 取得予定価格

1,109,773,448円

2 相手方

鳥取市青谷町栄町342番地9

福田雄二ほか64名

3 取得予定価格

1,104,782,048円